

## 申請に対する処分

処分名	特定疾病の認定
根拠法令	国民健康保険法施行令第 29 条の 2 第 5 項
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課 （笠利）

### 1 審査基準

申請を行うことができる人

厚生労働大臣が定める疾病に係る医療を受けている国民健康保険の被保険者が属する世帯の世帯主

申請の方法

「国民健康保険特定疾病認定申請書」に国民健康保険法施行規則第 27 条の 13 第 2 項に規定する疾病にかかっていることに関する医師等の意見書又は証明書を添付し提出する。

認定の要件

国民健康保険法施行規則第 27 条の 13 第 2 項に規定する疾病

ア 人工腎臓を実施している慢性腎不全

イ 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第 Ⅲ 因子障害及び先天性血液凝固第 Ⅴ 因子障害（いわゆる血友病）

ウ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）

### 2 標準処理時間

1 日から 7 日までの間